

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制整備に関する届出について

- 平成24年より、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者(以下「事業者」という。)は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。
- 事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設(以下「事業所等」という。)の数に応じ定められていますので、新規参入事業者及び届出事項に変更があった事業者は、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書による届出が必要となります。



様式のダウンロードなど詳しくは

北海道 業務管理体制(障がい) 検索

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>



1 事業者(法人)が整備する業務管理体制の内容

法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任	業務執行の状況の監査
		法令遵守規程の整備 法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定を受けている事業所等の数		

2 事業者(法人)ごとの届出

業務管理体制の整備は、事業者ごとに行ってください。

(事業所ごとに整備するものではありません。)

3 届出先

区 分	届 出 先
① 指定を受けている事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣
② ア 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者 イ 指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
③ 指定を受けている全ての事業所等が札幌市内にのみ所在する事業者	札幌市長
④ 指定を受けている全ての事業所等(障害児入所施設を除く。)が旭川市内のみに所在する事業者	旭川市長
⑤ 指定を受けている全ての事業所等(障害児入所施設を除く。)が函館市内のみに所在する事業者	函館市長
⑥ 上記①～⑤以外の事業者(事業所等が北海道にのみ所在)	北海道知事
主たる事務所の所在地が北海道内(札幌市を除く)	主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局(振興局)社会福祉課
主たる事務所の所在地が札幌市及び道外	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

4 届出に必要な様式等(北海道知事に届け出る場合)

届出が必要となる事由	様式
① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第6号様式
② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合	又は 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第5号様式
③ 届出事項に変更があった場合	障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第7号様式 又は 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則別記第6号様式

5 届出方法

原則、郵送。

6 北海道知事に届出する場合の提出先(問合先)

提出先	所在地等
北海道	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
①障害者支援法に基づく届出 保健福祉部福祉局 障がい者保健福祉課	☎ 011-204-5075
②児童福祉法に基づく届出 保健福祉部子ども政策局 子ども家庭支援課	☎ 011-206-8269
空知総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 ☎ 0126-20-0109
石狩総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 ☎ 011-204-5864
後志総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 ☎ 0136-23-1936
胆振総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 ☎ 0143-24-9842
日高総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号 ☎ 0146-22-2559
渡島総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号 ☎ 0138-47-9536
檜山総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3 ☎ 0139-52-6650
上川総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 ☎ 0166-46-5985
留萌総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 ☎ 0164-42-8319
宗谷総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27 ☎ 0162-33-2985
オホーツク総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒093-8585 網走市北7条西3丁目 ☎ 0152-41-0690
十勝総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目 ☎ 0155-26-9078
釧路総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 ☎ 0154-43-9254
根室総合振興局保健環境部 社会福祉課	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地 ☎ 0153-23-6915

北海道(障がい者保健福祉課)

